破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１０８号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字田代26番地
破産者　干川　伸之
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６５号
山口県山陽小野田市大字厚狭5086番地３
破産者　山田　　修
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２９３号
仙台市宮城野区宮城野２丁目７番61号　クリスタルＢ―203
破産者　荒張　直吉
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４４号
茨城県笠間市土師1059番地１
破産者　駒澤　達文
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３４９号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚2301番地の８　ＳＩ2301Ａ203
破産者　猪本　清志
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３４８号
埼玉県川越市霞ヶ関東１―22―11　千早ドエル203、住民票上の住所埼玉県児玉郡上里町大字七本木3599番地50
破産者　山下　秀樹
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２４５号
神奈川県秦野市渋沢２丁目23番22号、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市堀山下571番地の５
破産者　諸星　晶子
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５４０号
神奈川県平塚市宮の前５番19―603号　ロアールハイツ
破産者　岡崎　孝行
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１４０号
静岡県沼津市我入道浜町314番地の１
破産者　後藤　　薫
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４６号
愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字焼山47番地23　パーク・アベニュー102号
破産者　深谷　敏雄
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８９９号
名古屋市天白区保呂町1220番地
破産者　折橋　　修
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４５号
京都府久世郡久御山町東一口40番地
破産者　小田　正行
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３２１号
神戸市兵庫区小河通４丁目２番５―Ａ201号、開始決定時の住所神戸市兵庫区塚本通３丁目１番10号
破産者　水上　　徹
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８５号
岡山県倉敷市福島461番地１、開始決定時の住所岡山県倉敷市幸町４番47号
破産者　加藤　博昭
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
岡山県総社市黒尾248番地１
破産者　加藤　秀和
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
山口県山陽小野田市くし山１丁目27番６号　メゾン高千帆Ａ棟102号
破産者　河野　健一
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第５６号
北海道滝川市朝日町西１丁目１番21号
破産者　達見　正博
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係